

89 定時株主総会 用 招集ご通知

開催日時

2020年6月25日(木曜日)午前10時

開催場所

滋賀県草津市野路三丁目2番18号 当社本社工場 M's terrace3階 多目的ホール

株式会社 メタルアート 5644

【ご来場の自粛検討のお願い】

- ●新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年はご出席を自粛いただき、書面による議決権行使を是非ともお願い申しあげます。(2020年6月24日(水)午後5時まで)
- ●総会会場において、感染防止のための措置(体温測定、入場前のアルコール消毒等)を講じる場合があり、発熱等体調不良と見受けられる方は、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ●今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

https://www.metalart.co.jp/

目次

第89期定時	朱主総会招集ご通知	1
株主総会参考	言類	3
第1号議案	剰余金処分の件	
第2号議案	取締役6名選任の件	
第3号議案	監査役3名選任の件	
第4号議案	補欠監査役1名選任の件	
第5号議案	取締役賞与支給の件	
添付書類		
事業報告		11
連結計算書類	§	25
計算書類		28
監査報告書…		31

株 主 各 位

滋賀県草津市野路三丁目2番18号

株式会社メタルアート

代表取締役社長 友 岡 正 明

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。 なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申しあげるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク 着用などの対策のご検討をお願い申しあげます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場においての株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。

書面による議決権の事前行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示くださいまして、2020年6月24日(水)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2020年6月25日(木)午前10時
- 2. 場 所 滋賀県草津市野路三丁目2番18号 当社本社丁場 M's terrace 3階 多目的ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第89期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連 結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類の監査結果 報告の件
 - 2. 第89期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告 の件

第1号議案 剰余金処分の件 決議事項

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役3名選仟の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 取締役賞与支給の件

以上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあ げます。

○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」 につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.metalart.co.jp/ir/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書類には記載しておりませ ん。なお、当該「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役が監査報告を作成するに際して、また、会計監査 人が会計監査報告を作成するに際して、監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

○株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当 社ウェブサイトの「IR情報」のページ(https://www.metalart.co.jp/ir/)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営体質の強化及び今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当金(1株当たり15円)を含めました当期の配当金の総額は、 1株当たり年35円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金20円

総額 60,471,380円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年6月26日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役6名全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

には土					
候補者	大 名 (生年月日)	略 歴 地位及び担当並びに重要な兼職の状況等	候補者の有する 当社の株式数		
1	とも おか まさ あき 友 岡 正 明 (1967年7月4日)	1990年12月 当社入社 2006年4月 当社生産管理部長 2013年6月 当社執行役員 2014年3月 当社グローバル事業部長 2017年6月 当社取締役 2017年7月 PT.METALART ASTRA INDONESIA 代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役社長(現任)	2,500株		
	【取締役候補者とした理由】 友岡正明氏は、2017年6月に取締役に就任し、2019年6月から代表取締役社長として経営全般に 関する意思決定及び業務執行の監督を適切に行っております。今後も引き続き、取締役としてグル ープ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判 断したことから取締役候補者といたしました。				
2	a やけ こう じ 三 宅 恆 路 (1956年7月22日)	1985年 7月 ダイハツ工業株式会社入社 2004年 4 月 同社第一生産技術部エンジン生技室長 兼第一生産技術部主査 2009年 5 月 P.T. Astra Daihatsu Motor取締役 2014年 4 月 ダイハツ工業株式会社理事 2014年 8 月 Daihatsu Perodua Engine Manufacturing Sdn. Bhd.代表取締役社長 2018年 4 月 当社顧問 2018年 6 月 当社幕務取締役 2019年 6 月 当社専務取締役(現任)	600株		
	督を適切に行っておりる する取締役として職務を	理由】 6 月に常務取締役に就任し、経営全般に関する意思決定及び ます。また、現在は、総務、人事、財務、経理、営業の管理部 を適切に行っております。今後も引き続き、取締役としてグル を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判	門全般を担当 ープ全体の経		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 地位及び担当並びに重要な兼職の状況等	候補者の有する 当社の株式数
ന	あら かわ けん じ 新 川 健 二 (1957年8月1日)	1976年 4 月 当社入社 2008年 6 月 当社執行役員 製造部長 2012年 6 月 当社取締役 2013年 6 月 当社常務取締役 2013年11月 PT.METALART ASTRA INDONESIA 取締役副社長 2015年 7 月 PT.METALART ASTRA INDONESIA 代表取締役社長 2018年 6 月 当社取締役(現任)	3,000株
	活動と環境保全活動を発を統括する製造部長を発き続き、取締役として	理由】 6 6月に取締役に就任し、現在は、安全・環境を担当する取締を 5 6 月に取締役に就任し、現在は、安全・環境を担当する取締を 5 8 点でもでは長年にわたり 5 8 多のできた経験を持つなど、豊富な知識と経験を有しておりまず 7 ループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長 2 判断したことから取締役候補者といたしました。	製造部門全般しまる。今後も引し
4	ふく もと てる ひさ 福 本 照 久 (1970年6月24日)	1996年 3 月 当社入社 2013年 3 月 当社製造部長 2016年 6 月 当社執行役員 2018年 6 月 当社取締役(現任) 2019年 4 月 PT.METALART ASTRA INDONESIA 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) PT.METALART ASTRA INDONESIA代表取締役社長	700株
	務を適切に行っておりる 携わり、豊富な経験と	6月に取締役に就任し、現在は、当社グループの海外子会社 ます。また、同氏は長年にわたり経営企画部門や製造部門等の 見績を有しております。今後も引き続き、取締役としてグルー テい、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断	幅広い業務に プ全体の経営

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 地位及び担当並びに重要な兼職の状況等	候補者の有する 当社の株式数
5	たけばやし みつ ひる 竹 林 満 浩 (1967年 2 月23日)	1996年10月 青山監査法人入社 2006年9月 竹林公認会計士事務所開設 2007年11月 株式会社プロアクティブ設立、 代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社プロアクティブ代表取締役社長	0株
	い経験を有しております 行の監督に貢献していた	いた理由】 計士としての専門的知識及び公認会計士事務所の経営者としてです。2016年から社外取締役として、当社経営上の重要事項決定 とだいております。今後も取締役としてグループ全体の経営に サンス体制の強化に寄与していただけると判断したことから社だ	定及び業務執 対してご提言
6	が 藤 井 正 大 (1949年5月7日)	1984年 4 月 弁護士登録(京都弁護士会) 1987年 4 月 藤井正大法律事務所開設、所長(現任) 2013年 4 月 京都弁護士会会長 2017年 2 月 京都司法委員会会長 2018年 6 月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 藤井正大法律事務所所長	0株
		した理由】 であり、主に会社法・企業法務を専門分野としております。ま: 豊富で幅広い経験を有しております。これらの知識と経験を活:	

藤井正大氏は、弁護士であり、主に会社法・企業法務を専門分野としております。また、弁護士事務所の経営者としての豊富で幅広い経験を有しております。これらの知識と経験を活かし、取締役としてグループ全体の経営に対してご提言いただき、当社のガバナンス体制の強化に寄与していただけると判断したことから社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 竹林満浩氏、藤井正大氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 竹林満浩氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本総会にて同氏が選任された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。また、同氏は2016年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

- 4. 藤井正大氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本総会にて同氏が選任された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。また、同氏は2018年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
- 5. 当社は、竹林満浩氏、藤井正大氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、賠償責任限度額は、法令に定める額であります。両氏が選任された場合、当社は両氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選仟の件

本総会終結の時をもって、現任監査役3名全員が任期満了となりますので、監査役3名の 選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 地位及び重要な兼職の状況等	候補者の有する 当社の株式数		
1	ぶじ わら りゅう ぞう 藤 原 隆 三 (1957年3月31日)	1979年 4 月 当社入社 2002年10月 当社営業部長 2004年 6 月 当社取締役 2014年12月 PT.METALART ASTRA INDONESIA 取締役副社長 2016年 5 月 PT.METALART ASTRA INDONESIA 監査役 (現任) 2016年 6 月 当社監査役 (現任) 株式会社メタルフォージ監査役 (現任) (重要な兼職の状況) PT.METALART ASTRA INDONESIA 監査役 株式会社メタルフォージ 監査役	3,200株		
	【監査役候補者とした理由】				

藤原隆三氏は、2016年6月に当社の監査役に就任し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確 保するための助言や、監査役会における発言等により、監査役としての職務を適切に行っておりま す。また、当社で長年にわたり財務・経理・人事・総務・営業の管理部門全般を統率してきた経験 を持つなど、豊富な知識と経験を有しております。今後も引き続き、監査役として監査機能の強化 に寄与できると判断したことから監査役候補者といたしました。



* 2

 \mathbb{H} 宣 竹 也 (1963年8月4日) 1987年4月 ダイハツ丁業株式会社入社 2012年 4 月 同社グループCF部主査 2016年 4 月 P.T. Astra Daihatsu Motor取締役 2019年 1 月 ダイハツ丁業株式会社 経理室長 兼 国内営業部支援室主査 ()株 2020年 1 月 同計管理本部副本部長 (現任) (重要な兼職の状況)

ダイハツ工業株式会社管理本部副本部長

【社外監査役候補者とした理由】

竹田眞也氏は、自動車メーカーにおいて国内外で幅広く管理部門の業務に精通するとともに、経理 部門での責任者としての経験に基づく、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 これらの知識と経験を活かし、監査役として、当社の監査業務の充実に寄与していただけると判断 したことから社外監査役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 地位及び重要な兼職の状況等	候補者の有する 当社の株式数
* 3	がまる 笛 田 薫 (1966年11月15日)	2008年10月 岡山大学大学院環境学研究科准教授 2017年4月 滋賀大学データサイエンス学部教授(現任) 2017年4月 滋賀大学データサイエンス学部副学部長 2020年4月 滋賀大学データサイエンス教育研究 センター長(現任) (重要な兼職の状況) 国立大学法人滋賀大学データサイエンス学部教授	0株
	学教授としての幅広い	した理由】 こ限定されない客観的な視点を持ち、かつ数理統計学における 知識と経験を有しております。これらの知識と経験を活かし、 で実に寄与していただけると判断したことから社外監査役候補	. 監査役とし

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 竹田眞也氏、笛田薫氏は、社外監査役候補者であります。
 - 4. 笛田薫氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本総会にて同氏が選任された場合、同氏を独立役員として指定する予定であります。
 - 5. 竹田眞也氏、笛田薫氏が本総会において選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、 同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に 基づく賠償責任限度額は、法令に定める額といたします。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役藤原隆三氏が業務遂行困難になった場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名	略 歴	候補者の有する
(生年月日)	地位及び重要な兼職の状況等	当社の株式数
## た	1988年 4 月 当社入社 2005年 4 月 当社営業室長 2010年 4 月 当社購買室長 2014年10月 当社東京営業所長 2017年 3 月 当社管理統括室長 2018年 4 月 当社執行役員 2019年 4 月 当社顧問 (現任)	1,900株

【補欠監査役候補者とした理由】

| 満井辰雄氏は、当社で長年にわたり財務・経理・人事・総務・営業の管理部門全般を統率してきた経験を | 持つなど、豊富な知識と経験を有しております。これらの経験と実績を活かし、当社の監査業務をより充 | 実させることができると判断し、補欠の監査役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末の取締役4名(社外取締役を除く)に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額17百万円を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

添付書類

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善は堅調に推移した一方で、各地で頻発する自然災害、通商問題や海外経済動向などにより減速傾向に転じるとともに、2020年に入り新型コロナウイルス感染拡大による世界的規模の経済活動の停滞が顕在化するなど、非常に厳しい状況で推移いたしました。

このような経営環境のもと、当連結会計年度の当社グループの売上高は、自動車部門では、国内軽・小型自動車は堅調に推移し増加いたしました。一方、インドネシアにおいては、市場はやや低調に推移しましたが、新規部品の立ち上がりもあり増加となりました。また、建設機械部門では、中国、ASEAN中心に特に大型建機の需要低迷や台風19号に伴う取引先の操業影響を受け減少となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は326億4千万円(前年同期比1.8%増)となりました。部門別では、自動車部品は267億2千3百万円(前年同期比4.1%増)、建設機械部品は45億7千6百万円(前年同期比9.5%減)、農業機械部品は6億5千1百万円(前年同期比12.8%減)、その他部品は6億8千9百万円(前年同期比11.8%増)となりました。

損益面におきましては、売上高の増加、グループを挙げての原価低減に努めた結果、営業利益は12億5千万円(前年同期比10.9%増)となり、経常利益は12億3千6百万円(前年同期比2.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益8億3千2百万円(前年同期比4.1%増)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は12億3千4百万円であり、その主なものは、株式会社メタルアートの焼準炉の新設であります。

(3) 資金調達の状況

前記(2)の設備投資に要する資金は、自己資金と借入金によりまかないました。

(4) 対処すべき課題

当社の主力の自動車業界・建設機械業界ともに今後、新興国市場での地産地消が進み、国内市場は少子高齢化・カーシェアリング等の普及もあり、縮小は避けられません。そのため、今後はさらなるコスト競争の激化が予測されます。

このような環境下で他社との差別化・事業拡大を図るため、当社グループは「鍛造技術を基軸に完成品として最適提案ができるグローバル部品メーカー」を目指し、鍛造から機械加工までの一貫事業の拡大及びEV化に対応した技術開発をすすめ、良品廉価なものづくりをしっかりとお客様へ提案していくことで競争優位性を確立してまいります。

拡大する海外市場への対応としてインドネシア事業をアセアン地区の中心拠点に据 え事業拡大に努めます。

また、国内・海外でのさらなる競争力強化のため、技能伝承を中心としたひとづくりも重要課題として取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

期 別 項 目	第 86 期 (2017年3月期)	第 87 期 (2018年3月期)	第 88 期 (2019年3月期)	第 89 期 (2020年3月期)
売 上 高(百万円)	26,515	30,456	32,077	32,640
経常利益(百万円)	1,144	885	1,209	1,236
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	683	401	799	832
1 株 当 た り (円) 当 期 純 利 益 (円)	216.95	127.38	253.73	265.89
総 資 産(百万円)	25,185	26,699	29,939	28,883
純 資 産(百万円)	11,869	12,350	14,745	14,533
1株当たり純資産(円)	3,766.65	3,919.76	4,219.14	4,356.92

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。また、期中平均株式数、期末発行済株式の総数につきましては自己株式の数を除いて算出しております。
 - 2. 2018年10月1日付けで普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第86期期首に当該併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

期 別 項 目	第 86 期 (2017年3月期)	第 87 期 (2018年3月期)	第 88 期 (2019年3月期)	第 89 期 (2020年3月期)
売 上 高(百万円)	23,812	27,408	28,070	28,565
経常利益(百万円)	802	1,175	754	685
当期純利益(百万円)	213	383	1,847	456
1 株 当 た り (円) 当 期 純 利 益 (円)	67.75	121.76	586.44	145.93
総 資 産 (百万円)	21,142	21,584	24,337	23,808
純 資 産(百万円)	9,404	9,697	11,433	11,517
1株当たり純資産(円)	2,984.50	3,077.97	3,628.94	3,809.34

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。また、期中平均株式数、期末発行済株式の総数につきましては自己株式の数を除いて算出しております。
 - 2. 2018年10月1日付けで普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第86期期首に当該併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を 算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社メタルフォージ	100百万円	100%	鍛工品の製造、加工
PT. METALART ASTRA INDONESIA	8,681億IDR	70%	鍛工品の製造、加工

(7) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、精密型打鍛造専業メーカーとして、自動車、建設機械、農業機械、 その他一般産業機械に使用される鍛工品の製造、加工及び販売を主な事業としており ます。

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場

株式会社メタルアート 本社・工場 滋賀県草津市

馬 場 工 場 滋賀県草津市

水口工場 滋賀県甲賀市

九州工場福岡県朝倉市

株式会社メタルフォージ 本社・工場 宮崎県東臼杵郡門川町

PT. METALART ASTRA INDONESIA 本社・工場 インドネシア国 西ジャワ州カラワン県 KIIC工業団地

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

区分	従業員数(名)	前期比増減
全社共通 (鍛工品事業)	732 (407)	21名増(45名減)

- (注) 1.従業員数は就業人員であり、他社への出向者は含んでおりません。
 - 2. 臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員数

従業員数(名)	前期比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
515 (243)	7名増(6名減)	39.7	12.5

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、他社への出向者は含んでおりません。
 - 2. 臨時従業員数は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社滋賀銀行	1,172
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,140
株式会社鹿児島銀行	800
株式会社三菱UFJ銀行	620

2. 会社の株式に関する事項(2020年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数 3,023,569株(自己株式133,813株を除く)

(2) 株 主 数 (3) 大 株 主 1,255名

株主名	当社への出資状況
株 主 名 	持株数 持株比率
	千株 %
ダイハツ工業株式会社	1,037 34.30
株式会社メタルワン	257 8.53
株 式 会 社 ゴ ー シ ュ ー	128 4.24
大 塚 好 次	115 3.82
株式会社滋賀銀行	100 3.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	63 2.10
株式会社ケイエムコーポ	60 2.00
株 式 会 社 り そ な 銀 行	60 1.98
北愛知リース株式会社	51 1.70
メタルアート社員持株会	39 1.29

⁽注) 持株比率は自己株式を除き、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	友 岡 正 明	
専務取締役	三宅恆路	社長補佐、グローバル事業部、管理統括室 担当
取締役	新川健二	技監
取締役	福本照久	[重要な兼職の状況] PT. METALART ASTRA INDONESIA 代表取締役社長
取締役	竹林満浩	[重要な兼職の状況] 株式会社プロアクティブ 代表取締役社長
取締役	藤井正大	[重要な兼職の状況] 藤井正大法律事務所 所長
常勤監査役	藤原隆三	[重要な兼職の状況] 株式会社メタルフォージ 監査役 PT. METALART ASTRA INDONESIA 監査役
監 査 役	京田靖	[重要な兼職の状況] ダイハツ工業株式会社 海外事業本部 株式会社浅野歯車工作所 非常勤監査役
監査役	早田陽一	[重要な兼職の状況] ダイハツディーゼル株式会社 取締役常務執行役員 ディー・ディー・テクニカル株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 2019年6月25日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって、取締役 多田修氏は任期満 了により退任いたしました。
 - 2. 2019年6月25日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって、監査役 藤田敏之氏は辞任により退任いたしました。
 - 3. 取締役 竹林満浩氏及び取締役 藤井正大氏は社外取締役であります。
 - 4. 監査役 京田靖氏及び監査役 早田陽一氏は社外監査役であります。
 - 5. 取締役 竹林満浩氏、藤井正大氏及び監査役 早田陽一氏は、東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に届出を行っております。

- 6. 監査役 京田靖氏は、経理部門の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 7. 当社は執行役員制度を導入しており、2020年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員の 体制及び担当は、次のとおりであります。

	100 C 00 17 C 00 17	5 7 0
地 位	氏 名	担当
上級執行役員	松藤栄治	馬場工場、水口工場及び九州工場 担当
上級執行役員	高橋啓樹	未来創造部長
執行役員	宇 野 章	: 人材育成センター、品質管理部、品質保証部 担当
執行役員	竹 村 好 正	本社工場長、開発センター長 工務室、設備保全室 担当
執行役員	甲斐利明	株式会社メタルフォージ常務取締役 人材育成センター 担当

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員	支払総額	報酬等の種類別総額(千円)			
	(名) (千円)		基本報酬 賞与		退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	取 締 役 7 (うち社外取締役) (2)		82,397 (4,800)	17,000 (—)	27,100 (—)	
監 査 役	1	12,400	10,800	_	1,600	
合計	8	138,897	93,197	17,000	28,700	

- (注) 1. 上記のほか、2019年6月25日開催の第88期定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し役員退職慰労金55,000千円を支給しております。なおこの金額には、過年度並びに当事業年度の事業報告において記載した役員退職慰労金の繰入額52,500千円が含まれております。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の定時株主総会において月額12百万円以内と 決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、1982年7月27日開催の定時株主 総会にて月額2百万円以内と決議いただいております。
 - 3. 取締役の報酬等の額の決定に関しては、職位別の一定の基準に加え、業績・成果等を反映させた体系にて支払うこととしております。また、代表取締役等の業務執行取締役の報酬等については、代表取締役が取締役会からの委任を受けて、限度額の範囲内で個別の報酬額を決定しております。
 - 4. 監査役の報酬等の額の決定に関しては、取締役及び執行役員の報酬等の内容・水準を考慮したうえで検討し、監査役会で協議のうえ決定しております。

(3) 社外役員に関する事項 (2020年3月31日現在)

- ①取締役 竹林 満浩氏
 - ア. 重要な兼職先と当社との関係 株式会社プロアクティブと当社の間には取引関係はありません。
 - イ. 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会8回のうち8回出席し、専門的見地から当社の経営について貴重な指摘、意見を頂いております。
- ②取締役 藤井 正大氏
 - ア. 重要な兼職先と当社との関係 藤井正大法律事務所と当社の間には取引関係はありません。
 - イ. 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会8回のうち8回出席し、専門的見地から当社の経営について貴重な指摘、意見を頂いております。
- ③監査役 京田 靖氏
 - ア. 重要な兼職先と当社との関係 ダイハツ工業株式会社は、当社の大株主であり、当社の主要な販売先であります。 株式会社浅野歯車工作所は、当社の販売先であります。
 - イ. 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会8回のうち7回出席し、また、監査役会14回のうち14回 出席し、当社の経営上有用な指摘、意見を頂いております。
- ④監査役 早田 陽一氏
 - ア. 重要な兼職先と当社との関係 ダイハツディーゼル株式会社は、当社の販売先であります。 ディー・ディー・テクニカル株式会社と当社の間には取引関係はありません。
 - イ. 当事業年度における主な活動状況 2019年6月25日就任以来、取締役会6回のうち5回出席し、また、監査役会10回 のうち9回出席し、当社の経営上有用な指摘、意見を頂いております。

(4) 責任限定契約の概要

当社は、取締役 竹林満浩氏、藤井正大氏、並びに監査役 京田靖氏、早田陽一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

30.000千円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30.000千円

- (注) 1. 監査役会では、直近2連続事業年度の監査時間と報酬額の実績推移を確認のうえ、第88期の監査予定時間及び報酬見積額の妥当性を検証した結果、会社法第399条に準じ、会計監査人の報酬同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(4) 子会社の監査に関する事項

海外に所在する当社の子会社は、PwCあらた有限責任監査法人以外の監査法人が監査をしております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、次の各事項に該当すると認められる場合、監査役会は、その事実に 基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と 判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不 再任」を株主総会の付議議案として提出いたします。

判断するための事項

- ①会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ②会社法、公認会計士法等の法令違反や監督官庁による処分を受けた場合
- ③会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合

(6) その他の事項

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益は、上記(3)に記載する以外にはありません。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社の業務並びにその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備について、2015年5月25日開催の取締役会で決議された「内部統制システムの基本方針」は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①メタルアートグループ経営理念やメタルアートグループ行動指針等に基づき、各部門で法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう周知徹底する。なお、法令等遵守状況については経営会議に報告される。
- ②当社及び当社子会社のコンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関しては、監査室を連絡先とする相談窓口(社員の声)を通じて、情報の早期把握及び解決を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等重要な書類については別途定める社内規定に基づいて保存年限を定め保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻く事業上のリスク等の責任部署を定め、特に安全・環境・品質・火災等の事業上のリスクについてはリスクを評価し、適切な対応を図り、リスク管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社長は取締役会の承認を得て毎年経営計画を策定する。経営会議で利益計画の進捗 状況をフォローアップし、適時に取締役会に報告する。社長は経営計画を最も効率的 に達成するように組織編制を行うとともに、各組織の指揮命令系統を明確にし、職務 権限に関する社内規定等により部門責任者に権限を附与する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、子会社からは毎年事業計画の提出を うけ、当該内容について経営方針など協議を行うとともに、子会社の業務執行状況 については社内規定に基づき、随時確認する。
- ②当社は、子会社でのコンプライアンス活動の状況を定期的にヒアリングし、必要に応じて当社の監査室やリスク分野ごとの担当部署等による監査・指導を実施する。

(6) <u>監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に</u> 関する事項

監査役の職務の執行を補助するため、必要に応じて補助者をおくことができる。

(7) <u>前</u>号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の 指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して、取締役の 指揮命令を受けないものとする。監査役の補助者の人事評価や人事異動については監 査役の意見を聴取のうえ決定する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①監査役は取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を表明 する。
- ②当社の各取締役は、著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、担当取締役は監査役に遅滞なく報告を行う。当社は、当社の子会社の各取締役が、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに直接間接を問わず当社の監査役に報告する体制を整備する。
- ③監査役はいつでも当社及び当社の子会社の取締役に対して報告を求めることができる。
- ⑤当社は、当社及び当社の子会社の監査役へ報告を行った、当社及び当社の子会社の 役員及び使用人に対し、関係する社内規程等で、当該報告をしたことを理由として 不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9) 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に必要な費用に関して、毎年、監査役からの申請内容に基づき予算を設ける。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は社内関係部署・会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集や調査にあたっては、取締役及び関係部署はこれに協力する。監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部の弁護士、公認会計士その他の外部のアドバイザーを活用する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般について

取締役会では、業務執行の決定・監督を行うとともに取締役会の権限委譲のもと、 迅速な対応が必要とされる事業促進に関しましては、常勤役員、部門責任者及び子会 社代表者で構成する経営会議を定期的に開催し、タイムリーな経営対応を図るととも に、社内各部門及び子会社の業務執行状況をチェックしております。

監査役会につきましては、監査役3名(うち社外監査役2名)の監査役体制による 監査を実施するとともに、取締役会のほか、経営会議、内部統制委員会等の重要な会 議に出席し、また稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図って おります。

また、必要に応じて代表取締役、各部門責任者並びに会計監査人と会合を行う機会を確保し、監査に必要な意見交換を実施しております。

(2) リスク管理体制について

社長を委員長とし、常勤役員、部門責任者及び子会社代表者を委員とする「内部統制委員会」を設置し、機密・情報管理、コンプライアンス管理体制の整備、J-SOX法に基づく内部統制制度の整備、輸出管理体制の整備など、全社的な内部統制体制拡充に取り組んでおります。また、個々の統制やリスク管理、コンプライアンスが必要な分野は、各部門の本来業務としての統制活動に加えて、「安全衛生委員会」、「環境管理委員会」及び「労使協議会」等の諸活動を通じて、よりきめ細かな統制活動を実施しております。

(3) 内部監査の実施について

「内部監査チーム」による内部監査を実施し、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令順守の徹底に取り組んでおり、社長直属の監査室を設け、内部監査の強化を図っております。

また、「公益通報(社員の声)規程」の定めに従い、監査室を連絡先とする相談窓口を通じて、問題の早期発見と改善措置に効果を上げております。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な団体及びそれら団体が関係する企業とは、取引や寄付等の利益供与行為を始め一切の付き合いを行わず、組織として毅然とした態度で対応する姿勢を買くことを基本方針としております。

(2)整備状況

当社の反社会的勢力への対応を統括する部署を管理統括室と定め、反社会的勢力と関係を遮断するために組織として対応しております。また、反社会的勢力による不当要求や働きかけに対しては、直ちに担当部署に報告・相談する体制を整備しております。

警察が主催する連絡会等に加入するなど、平素より警察、顧問弁護士並びに外部の 関連団体との連携を図り、反社会的勢力への対応に関する指導を受けております。

対応部署において、警察及び外部の関連団体と連携することにより、反社会的勢力に関する情報を収集、管理し、社内及び関係会社に対しての注意を喚起しております。

以上

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,199,004	流動負債	13,490,705
現金及び預金	4,295,682	買掛金	2,678,320
受取手形及び売掛金	4,025,763	電子記録債務	4,966,945
電子記録債権	2,993,517	短 期 借 入 金	3,832,000
製品	316,144	リース債務	1,758
性 掛 品	1,331,833	未 払 費 用	583,947
原材料及び貯蔵品	2,550,897	未 払 法 人 税 等	111,132
そ の 他	685,163	賞 与 引 当 金	432,752
		役員賞与引当金	19,440
固定資産	12,684,371	そ の 他	864,409
(有形固定資産)	11,956,530	固定負債	858,869
建物及び構築物	3,292,548	リ ー ス 債 務	1,842
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,351,128	役員退職慰労引当金	143,652
工具器具備品	382,762	退職給付に係る負債	607,132
土 地	2,507,736	資 産 除 去 債 務	25,441
リース 資産	3,333	そ の 他	80,801
建 設 仮 勘 定	419,020	負 債 合 計	14,349,575
(無形固定資産)	59,143	(純資産の部)	
ソフトウェア	56,016	株 主 資 本	13,776,259
そ の 他	3,126	資 本 金	2,143,486
(投資その他の資産)	668,698	資 本 剰 余 金	1,995,896
投 資 有 価 証 券	123,012	利 益 剰 余 金	9,848,204
繰 延 税 金 資 産	370,103	自 己 株 式	△211,326
そ の 他	184,712	その他の包括利益累計額	△602,824
貸 倒 引 当 金	△9,130	その他有価証券評価差額金	31,223
		為替換算調整勘定	△501,667
		退職給付に係る調整累計額	△132,380
		非支配株主持分	1,360,365
		純 資 産 合 計	14,533,800
資 産 合 計	28,883,376	負債・純資産合計	28,883,376

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	科			金	額
売		上	高		32,640,633
売	上	原	価		29,378,801
売	上	総利	益		3,261,832
販 売	費 及で	び 一 般 管	理費		2,010,984
営	業	利	益		1,250,847
営	業	外収	益		
Ē	更 取 利	息及び配	当 金	16,228	
7	3	\mathcal{O}	他	46,935	63,163
営	業	外費	用		
支		利	息	12,705	
7	3	\mathcal{O}	他	64,501	77,207
経	常	利	益		1,236,803
特	別	利	益		
裤		金 収	入	18,019	18,019
特	別	損	失		
2			縮損	8,853	
找		価 証 券 評	価 損	6,758	15,611
	金等調整		利益		1,239,210
菬			事業税	274,839	
渲			整 額	3,954	278,794
<u>=</u>		純利	益		960,416
		帚属する当期純			128,332
親会	社株主に帰	帚属する当期純	月 益		832,084

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

		株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計					
当期首残高	2,143,486	1,995,896	9,173,650	△10,489	13,302,543					
連結会計年度中の変動額 剰余金の配当	_	_	△157,530	_	△157,530					
親会社株主に帰属 する当期純利益	_	_	832,084	-	832,084					
自己株式の取得 株主資本以外の項目の	_	_	_	△200,837	△200,837					
当期変動額 (純額)	_	_	_	_	_					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	674,554	△200,837	473,716					
当期末残高	2,143,486	1,995,896	9,848,204	△211,326	13,776,259					

		その他の包括	5利益累計額				
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計	
当期首残高	45,058	14,164	△68,935	△9,712	1,452,752	14,745,583	
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	_	_	_	_	_	△157,530	
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	_	_	_	832,084	
自己株式の取得	_	_	_	_	_	△200,837	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△13,834	△515,831	△63,445	△593,112	△92,386	△685,498	
連結会計年度中の変動額合計	△13,834	△515,831	△63,445	△593,112	△92,386	△211,782	
当期末残高	31,223	△501,667	△132,380	△602,824	1,360,365	14,533,800	

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

IN \square		1)	(手位・111)
科目	金額	科 日	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,925,955	流動負債	11,718,040
現金及び預金	3,067,352	電子記録債務	4,746,899
受 取 手 形	10,946	量 掛 金	2,201,813
電子記録債権	2,993,517	短 期 借 入 金	3,032,000
売掛金	3,547,720	リ ー ス 債 務	1,758
製品	214,794	未 払 金	213,065
性 掛 品	931,202	未払費用	481,859
原材料及び貯蔵品	1,538,075	未払法人税等	110,368
前渡金金	3,576	算 与 引 当 金	358,400
未 収 入 金	598,037		17,000
- ス · ス · 立 ·	20,730	で そ の 他	554,876
固定資産	10,882,373	固定負債	572,473
(有形固定資産)	7,240,690		1,842
建物	2,083,367	退職給付引当金	355,045
は は は は は は は は は は り は り り り り り り り り	90,499		123,600
	2,635,003		21,185
車両運搬具	25,888		70,800
工具器具備品	267,896	負債合計	12,290,513
土 地	1,757,355	(純資産の部)	44 406 504
リース資産	3,333	株。主資本。	11,486,591
建設仮勘定	377,344	資 本 金	2,143,486
(無形固定資産)	56,383	資 本 剰 余 金	1,641,063
ソフトウエア	53,256	資 本 準 備 金	1,641,063
そ の 他	3,126	利 益 剰 余 金	7,913,368
(投資その他の資産)	3,585,299	利 益 準 備 金	96,981
投資有価証券	123,012	その他利益剰余金	7,816,387
関係会社株式	2,961,708	別途積立金	5,003,000
前払年金費用	82,176	繰 越 利 益 剰 余 金	2,813,387
繰 延 税 金 資 産	267,536	自己株式	△211,326
そ の 他	159,995	評価・換算差額等	31,223
貸 倒 引 当 金	△9,130	その他有価証券評価差額金	31,223
		純 資 産 合 計	11,517,815
資 産 合 計	23,808,329	負債・純資産合計	23,808,329

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	————科				金	額
	17				並	
売		上		高		28,565,052
売	上		原	価		26,128,757
売	上	総	利	益		2,436,294
販 売	費及	びー	般 管	理費		1,764,276
営	美	Ě	利	益		672,018
営	業	外	収	益		
受	取利	息及	び配	当 金	4,691	
そ		\mathcal{O}		他	39,922	44,613
営	業	外	費	用		
支		払	利	息	11,146	
そ		\mathcal{O}		他	20,375	31,522
経	\$	Ŕ	利	益		685,109
特	別		損	失		
投	資 有	価 証	券 評	価 損	6,758	6,758
税	引 前	当 期	純利	益		678,351
法	人税、	住 民 税	及び	事業税	216,478	
法	人	税 等	調	整額	5,203	221,681
当	期	純	利	益		456,669

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:千円)

		株 主 資 本								
		資本剰		資本剰余金利益剰余金						
	資本金	資本	資本 資本剰余金		利益その他利		利益剰余金	自己株式	株主資本	
	77.1	準備金		準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	合計		合 計	
当期首残高	2,143,486	1,641,063	1,641,063	96,981	5,003,000	2,514,247	7,614,228	△10,489	11,388,289	
当期変動額										
剰余金の配当	_	_	_	_	_	△157,530	△157,530	_	△157,530	
当期純利益	_	_	_	_	_	456,669	456,669	_	456,669	
自己株式の取得	_	_	_	_	_	_	_	△200,837	△200,837	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	_	_	_	-	_	_	_	_	_	
当期変動額合計	_	_	_	_	_	299,139	299,139	△200,837	98,302	
当期末残高	2,143,486	1,641,063	1,641,063	96,981	5,003,000	2,813,387	7,913,368	△211,326	11,486,591	

	評価・換算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	45,058	45,058	11,433,348
当期変動額			
剰余金の配当	_	_	△157,530
当期純利益	_	_	456,669
自己株式の取得	_	_	△200,837
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△13,834	△13,834	△13,834
当期変動額合計	△13,834	△13,834	84,467
当期末残高	31,223	31,223	11,517,815

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社メタルアート 取締役 会御中

PwCあらた有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 邊 晴 康 印業務 執行 社員 公認会計士 田 邊 晴 康 印

指定有限責任社員 公認会計士 内 薗 仁 美 印 業 森 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メタルアートの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタルアート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社メタルアート 取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 邊 晴 康 印業務 執行 社員 公認会計士 田 邊 晴 康 印

指定有限責任社員 公認会計士 内 薗 仁 美 印 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メタルアートの2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役会及び監査役の監査方法及びその内容
- (1)監査役会は、当事業年度における監査方針・監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等の職務の執行状況や事業運営の状況について、取締役会付議事項をはじめその他重要事項に関する意思決定の内容を中心に意見交換を実施いたしました。また会計監査人から監査の実施状況や監査結果等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び当事業年度の監査方針・監査計画に準拠し、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会及びその他の重要会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、取締役会に出席するとともに、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業内容の報告を受けました。また、会計監査人による往査への立会とともに往査報告会に出席し、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務執行の法令及び定款への適合並びに会社及び企業集団の業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項及び第3項で規定される体制)整備では、良質な企業統治体制の確立に向けた内部統制システムの適正な構築・運用が不可欠であり、内部統制システムの重要性に対する取締役の認識及び構築・運用に向けた取組みの状況並びに取締役会の監督状況等の「統制環境」を監査上の重要な着眼点として、監査役会におけるテーマ監査出席・取締役会を含む重要会議出席・取締役や部門長よりの現況聴取・子会社往査等を基本として監査を実施いたしました。
 - ③会計監査人からは、事前に監査計画、会計監査人の職務の遂行に関する事項(会社計算規則第131条 各号に基づく事項)及び独立性に関する事項等についての説明を受けた上で、その内容に沿って監査 実施状況を監視及び検証するとともに監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さら に常勤監査役が適宜に会計監査人と意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正 な監査を実施しているか、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、確認いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告及びその附属明細書の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務執行に関しては、子会社等に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、同システムに関する事業報告への記載 内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。また内部統制システムの 構築・運用には、経営環境の変化に対応した取組みが継続的に行われているものと認めます。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「PWCあらた有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人「PWCあらた有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社メタルアート 監査役会

常勤監査役 藤原隆 三印

社外監査役 京 田 靖 印

社外監査役 早田陽一印

以上

(X	Ŧ	欄〉	
-			

(X	Ŧ	欄〉	
-			

株主総会会場ご案内図

会場

滋賀県草津市野路三丁目2番18号 電話:077-563-2111 (代表)

当社本社工場 M's terrace 3 階 多目的ホール

交通

電車でのアクセス

東京方面から

京都まで新幹線利用、米原・長浜方面行きのJR琵琶 湖線に乗り換え、南草津駅下車 徒歩約15分

大阪方面から

米原・長浜方面行きのJR琵琶湖線で南草津駅下車 徒歩約15分



